

No. 15

制 度 名	後期高齢者医療制度事業費補助金	主管課名	保健政策課・医療福祉G		
		問合せ先	029-301-3171		
目的・趣旨	後期高齢者医療制度の安定的運営を図るための各種事業（保健事業など）を補助する。				
<p>[対象団体] 茨城県後期高齢者医療広域連合</p> <p>[対象事業] 後期高齢者医療広域連合が行う次の事業 (1) 健康診査事業 ① 被保険者に対する健康診査 ② 被保険者に対する歯科健康診査 (2) 特別高額医療費共同事業 著しく高額な医療に関する給付の発生が財政に与える影響を緩和することを目的とした特別高額医療費共同事業に要する費用に充てるための拠出金を納付する事業</p> <p>[補助要件等] 「後期高齢者医療制度事業費補助金交付要綱」（厚生労働省通知）の規定による。</p> <p>[対象経費] 対象事業の実施に要する経費</p> <p>[補助限度額等] 補助限度額なし</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
(1) 健康診査事業		1/3	—	—	—
(2) 特別高額医療費共同事業		10/10	—	—	—
[令和6年度当初予算額] 令和6年6月頃決定予定		[令和6年度補助対象団体] 茨城県後期高齢者医療広域連合			
[備考]					